

仕様書

1 委託事業名

川崎市中小企業D Xモデル開発支援事業

2 状況と課題

現状、全国的に人口が減少に転じる中、本市の人口もピークに達しつつあり、生産年齢人口においては令和7年を境に減少に転じる見込みである。全国的な少子高齢化の状況では、労働生産性を高めていくことが喫緊の課題となっており、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、「地域の経済を支える中小・中堅企業の生産性を向上し、付加価値を生み出し、より質の高い雇用を創出するためにはD Xを進めていくことが不可欠である。」とされている。本市としても、生産性の向上、働き方改革、事業の承継・継続、イノベーションの創出等、様々な今日的課題の解決につながる有効な手段となり得るデジタル化を推進していく必要がある。

また、原油価格・物価高騰など、急速に変化する社会環境に対応し、持続可能な経済成長を実現するための継続的なイノベーションの創出が課題となっている。新たなイノベーションの創出に向けては、従来の働き方、仕事の進め方、生産手法の見直し等、デジタル技術の積極的な導入による業務の効率化を図ることのみならず、デジタル技術とデータを活用し、事業の再構築や新たなビジネス創出に取り組むことが市内中小企業においても求められている。

3 目的

これらの課題を踏まえ、本事業では、これまでに一定のデジタル化が図られた市内中小企業のうち、デジタル技術のより高いレベルでの導入を目指している市内中小企業を対象として、事業の再構築や新たなビジネス展開の実現を図るために、デジタル技術を活用したD Xに資するモデル事業（以下、「D Xモデル事業」という。）の開発・実証に係る費用を支援する。併せて、事業の推進に係る進捗管理、経営面及び技術面の助言等のサポートを通じて、先進事例を創出し、その成果を情報発信すること等により、中小企業の産業競争力の強化とD X化を推進する。

4 D Xの定義

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革とともに、業務そのものや、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

5 業務内容

(1) 中小企業DXモデル開発支援事業の事務局運営

ア DXモデル事業の募集・申請受付

- (ア) 事業者からデータとデジタル技術を活用した新たな製品・サービスの開発や、ビジネスモデルの変革等のDXに資する市内中小企業の先進的な取組を広く募集し、応募のあった提案書の取りまとめを行うこと。
- (イ) 募集は、オンラインで申請を受け付けること。

イ DX選定の補助と審査会の開催

- (ア) 受注者は、DXの視点からモデル事業の内容を審査できる有識者による会議体を組成し、審査会を開催すること。また、受注者は、採択案件を決定するために、申請内容を審査する場を設けること。なお、応募者が多数の場合は、審査会に先立ち予備審査会（書類審査等）を開催すること。
- (イ) 審査に当たっては、DXモデル事業の遂行に対する有識者を発注者と協議のうえで選定すること。
- (ウ) 採択案件は、有識者からの意見を踏まえるとともに、市内への横展開を見据え、プロトタイプの開発がある程度完了しており、出口戦略が考えられる案件等を中心に発注者が決定する。
- (エ) 審査会の進行のほか、会場の確保、資料の作成、有識者への謝金支払、開催の告知等、審査に係る業務は受注者の負担により行うこと。

ウ DXモデル事業への経費支援

- (ア) 審査会で採択したDXモデル事業に対して、1件あたり最大300万円で、2件程度とし、対象経費に定めた開発・実証等に要する経費を代表申請者に支払うこと。
- (イ) 経費の支払いにあたっては、請求書・領収書・納品書等の証憑類の確認を行うとともに、代表申請者等から収支決算報告書を提出させるなど適切に管理すること。なお、経費の精算に伴い、委託料に残額が生じる場合は、委託料の変更を行う。

エ 成果報告会の開催

- (ア) 公開の場で成果報告会をオンラインにて開催し、DXモデル事業の成果を広く発信すること。
- (イ) 受注者は、成果報告会の開催内容等を発注者と協議の上で決定し、開催に必要な資料の作成、物品の調達、登壇者の調整等、受注者の負担により行うこと。

オ DXモデル事業の開発支援（個別支援・技術的助言）

受注者は、採択されたモデル事業の事業者に対して、次の支援を行う。なお、事業者の要望に応じて、オンライン形式や、電話・メール等による実施も可と

する。

- (ア) 採択されたモデル事業ごとにロードマップ等を明確化したうえで、支援終了時に達成すべき目標設定を行うこと。
- (イ) 経営面の助言による支援（事業計画の策定、D X モデル事業の競争領域の設定、販路開拓、プロモーション等）
- (ウ) 技術面の助言による支援（データの収集・活用方法、事業に必要なデジタル技術の提案等）
- (エ) (イ)、(ウ) の助言を踏まえ、事業の進捗管理を行うとともに、目標達成の実現に必要な支援を随時行うこと。
- (オ) その他、目標達成のために効果的と考えらえる工夫、専門人材の活用、販路の紹介などがあれば、提案すること。

（2）市内中小企業等への専門家派遣による個別支援

ア 支援内容

事業者からのD X を推進していくまでの業務上の課題整理や具体的な実行計画の策定等の相談に対して、現状把握から課題整理まで伴走支援を行うこと。

イ 支援対象企業数等

- (ア) 対象企業は、5社程度とする。
- (イ) 対象企業の費用負担なく、1社あたり最大3回程度実施すること。
- (ウ) 1回あたりの支援時間は90分程度を想定すること。

ウ 専門家の選定

専門家は、中小企業の業務課題解決に向けたデジタル化支援に従事した実績のあるものとすること。

（3）支援対象者の募集及び事業の広報

支援対象者の募集にあたり、D X の重要性や市内企業のD X 推進の機運の醸成のため、情報発信等に関する次の業務を行うこと。
こと。

- ア 募集要項、事業の広報資料の作成
- イ 本事業のS N S 等を活用した広報

6 報告書の作成

業務報告書 1部（P D F データ等の電子媒体）

7 業務スケジュール

本事業は、概ね次のスケジュールにより実施するものとする。ただし、より効果的と判断される場合は、本市との協議の上、変更することも可能とする。

令和5年4月下旬～5月中旬 募集要項の策定

5月中下旬 D X モデル事業の募集・申請受付開始

6月 募集の締め切り

7月 支援対象者の選定
8月～令和6年2月上旬 事業実施期間
令和6年3月 成果報告会の開催

8 履行期間

契約日から令和6年3月19日まで

9 履行場所

川崎市内 他

10 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、支援対象者の課題等を十分把握の上、支援対象者の成長を促進する提案助言や必要な事項等について、支援対象者や本市へ積極的に行うこと。
- (2) 業務の進捗状況や、提案事項等は随時報告するなど、発注者と密に連携を図り、効果的な業務遂行に努めること。
- (3) 当該業務にかかる一切の費用は、契約金額に含むものとする。
- (4) 本仕様書に基づき作成した成果物の所有権は、発注者に帰属する。
- (5) 業務の実施にあたり知りえた情報等は、法令等に基づき厳重に管理、保管することはもとより、他に漏らす、流用してはならない。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事象が生じたときは、その都度協議して決定する。
- (7) 本事業を行うにあたっては、創出される成果が可能な限り市内企業へ波及するように努めること。